

平成 2 1 年第 3 回臨時会

御宿町議会会議録

平成 2 1 年 5 月 2 8 日 開会

平成 2 1 年 5 月 2 8 日 閉会

御 宿 町 議 会

平成21年御宿町議会第3回臨時会会議録目次

招集告示	1
第1号(5月28日)	
議事日程	2
本日の会議に付した事件	2
出席議員	3
欠席議員	3
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	3
事務局職員出席者	3
開会の宣告	4
町長あいさつ	4
会議録署名人の指名について	5
会期の決定について	5
議案第1号の上程、説明、質疑、採決	6
議案第2号の上程、説明、質疑、採決	11
議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	14
時間延長の件	18
議案第4号の上程、説明、質疑、採決	25
発議第1号の上程、説明、採決	27
閉会の宣告	27
署名議員	29

御宿町告示第 2 4 号

平成 2 1 年御宿町議会第 3 回臨時会を次のとおり招集する。

平成 2 1 年 5 月 2 6 日

御宿町長 石 田 義 廣

記

- 1 . 期 日 平成 2 1 年 5 月 2 8 日

- 2 . 場 所 御 宿 町 役 場 議 場

- 3 . 付議事件
 - (1) 専決処分の承認を求めることについて
 - (2) 専決処分の承認を求めることについて
 - (3) 一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の
制定について
 - (4) 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する
条例の制定について
 - (5) 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改
正する条例の制定について

平成 2 1 年御宿町議会第 3 回臨時会

議 事 日 程 (第 1 号)

平成 2 1 年 5 月 2 8 日 (木曜日) 午後 4 時 0 0 分開会

- 日程第 1 会議録署名人の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 議案第 1 号 専決処分の承認を求めることについて
(御宿町税条例等の一部を改正する条例の制定について)
- 日程第 4 議案第 2 号 専決処分の承認を求めることについて
(平成 21 年度御宿町一般会計補正予算 第 1 号)
- 日程第 5 議案第 3 号 一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例
の制定について
- 日程第 6 議案第 4 号 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正す
る条例の制定について
- 日程第 7 発議第 1 号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

本日の会議に付した事件

- 議案第 1 号 専決処分の承認を求めることについて
(御宿町税条例等の一部を改正する条例の制定について)
- 議案第 2 号 専決処分の承認を求めることについて
(平成 21 年度御宿町一般会計補正予算 第 1 号)
- 議案第 3 号 一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定につ
いて
- 議案第 4 号 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制
定について

発議第1号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

出席議員（12名）

1番	松崎啓二君	2番	白鳥時忠君
3番	川城達也君	4番	新井明君
5番	石井芳清君	6番	伊藤博明君
7番	小川征君	8番	中村俊六郎君
9番	式田孝夫君	10番	貝塚嘉軼君
11番	大地達夫君	12番	瀧口義雄君

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	石田義廣君	教育長	佐藤和己君
総務課長	氏原憲二君	企画財政課長	木原政吉君
産業観光課長	藤原勇君	教育課長	大竹伸弘君
建設環境課長	米本清司君	税務住民課長	岩瀬由紀夫君
保健福祉課長	瀧口和廣君	会計室長	渡辺晴久君

欠席者 なし

事務局職員出席者

事務局長	多賀孝雄君	主任主事	市東秀一君
------	-------	------	-------

開会の宣告

議長（新井 明君） 皆さんこんにちは。

本日、平成 21 年御宿町議会第 3 回臨時会が招集されました。議員の皆様にはご多用のところ出席いただきましてご苦労様です。

本日の臨時会の日程につきましては、あらかじめお手元に配布いたしましたとおりです。本日の出席議員は 12 名です。よって、定足数に達しておりますので本日の会議は成立いたしました。

これより平成 21 年御宿町議会第 3 回臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

町長あいさつ

議長（新井 明君） 日程に先立ちまして石田町長よりあいさつと併せて提案理由の説明があります。石田町長。

町長（石田義廣君） 本日ここに、平成 21 年第 3 回臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては全員協議会に引き続き、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

諸般の報告につきましては、全員協議会にてお話いたしましたので、今臨時会にご提案いたします議案の概要について、説明申し上げます。

議案第 1 号「専決処分の承認を求めることについて」であります。地方税法等の一部を改正する法律が平成 21 年 3 月 31 日に公布され、4 月 1 日施行となったことに伴い、「御宿町税条例等の一部を改正する条例」を 3 月 31 日に専決処分いたしましたので、地方自治法第 179 条第 3 項の規定に基づき承認を求めます。

主な改正内容は、個人住民税における住宅ローン特別控除の創設、上場株式等の配当・譲渡益に係る軽減税率の延長、土地等の長期譲渡所得に係る特別控除の創設、固定資産税における土地の負担調整措置等でございます。

議案第 2 号「専決処分の承認を求めることについて」であります。新型インフルエンザの発生に伴い、今後日本国内においても感染拡大が予想されることから、町民の安全安心な生活を守るため、感染拡大防止用品の備蓄をし、また親交が深いメキシコ合衆国にお

いて被害が深刻化している状況もあり、支援物資としてマスクを早急に送るため、平成 21 年 4 月 30 日、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、一般会計補正予算第 1 号を専決処分いたしましたので、同条第 3 項の規定に基づき承認を求めるものです。

補正予算額は、歳入歳出ともに 79 万 2 千円を追加し、補正後の予算総額を 26 億 6,479 万 2,000 円とするものです。

議案第 3 号 「一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、議案第 4 号 「特別職の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、5 月 1 日付けの人事院勧告並びに 5 月 15 日付けの千葉県人事委員会勧告を受け、本年 6 月の期末・勤勉手当の一部を暫定的に凍結する特例措置を講ずる必要があることから、議案第 3 号における一般職員及び議案第 4 号における特別職の給与条例の一部を改正するものです。

以上、申し上げました 4 件の議案につきましては、担当課長より説明申し上げますので、充分なるご審議を賜りまして、議決をいただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

会議録署名人の指定について

議長（新井 明君） これより日程に入ります。

日程第 1 会議録署名人の指名についてを議題といたします。

会議録署名人は会議規則第 119 条の規定により議長より指名いたします。

1 1 番大地達夫君、1 2 番瀧口義雄君にお願いいたします。

会期の決定について

議長（新井 明君） 日程第 2 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今臨時会の日程は、あらかじめ配布した日程により、本日 1 日限りにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

議長（新井 明君） 異議なしと認めます。

よって、今臨時会の会期は本日 1 日限りとすることに決しました。

議案第 1 号の上程、説明、質疑、採決

議長（新井 明君） 日程第 3 議案第 1 号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

岩瀬税務住民課長より議案の説明を求めます。岩瀬税務住民課長。

税務住民課長（岩瀬由紀夫君） 議案第 1 号専決処分の承認を求めることについて、御宿町税条例等の一部改正について説明いたします。

新旧対照表をご覧いただきたいと思います。第 1 条による改正、税条例の一部改正です。1 ページの第 36 条の 2 は町民税の申告の規定で第 5 条の 5 の 2 様式、町民税寄附金税額控除の申告書ですが、これを追加するものです。第 38 条は個人町民税の徴収の方法の規定で、第 47 条の 2 第 2 項を削除することにより生じる改正です。第 2 項の内容は特別徴収対象年金所得者に前年中の所得に給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得がある場合、その所得に係る所得割額を特別徴収税額に加算して特別徴収する条文ですが、これを削除します。よって第 38 条第 1 項中若しくは第 2 項を削除するものです。本町は公的年金等受給者に係る当該年金からの特別徴収については、平成 24 年 10 月からとなりますが、地方税法の改正に準じて本町の税条例を改正するものです。以下第 47 条の 5 までの条文の改正についても同様です。3 ページの第 54 条は固定資産税の納税義務者等の規定で第 54 条第 6 項については土地改良法引用に関する条文の改正整備です。4 ページの第 56 条は医療関係者の養成所について非課税とするものですが、非営利の一般社団法人、一般財団法人、社会医療法人を追加するものです。医療法による公的機関の開設者、政令で規定する医療法人、公益社団法人及び財団法人、社会福祉法人等が看護師、準看護師、療法士等の養成所を設置した場合に係る固定資産税について非課税とする条文の改正です。第 58 条の 2 は、社会医療法人が医療法に規定する救急医療等確保事業に係る業務のための固定資産税について非課税とする条文の追加です。5 ページの第 59 条は固定資産税の非課税の規定の適用を受けなくなった固定資産の所有者がすべき申告の規定ですが、前条第 58 条の 2 により追加された項目を追加整備するものです。次に 5 ページの中段より附則の改正部分になりますが、以降につい

ては本則規定の特例を定めたものです。附則第7条の3第3項は、税源移譲に伴う個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除の申告についての規定ですが、町民税の納税通知書が通達された後に住宅借入金等特別税額控除申告書が提出された場合において、町長がやむを得ない理由があると認めるときは適用するとの条文を削除するものです。6ページの附則第7条の3の2は税源移譲とは別に恒久的に行なう住宅ローン特別控除の創設で住宅へ入居した年が平成21年から平成25年まで、所得税額から住宅ローン特別控除が引ききれない者が対象となり平成22年度の住民税から適用とするものです。住民税の控除額は住宅ローン特別控除から所得税額を引いた残りですが、上限は9万7,500円又は住民税の所得割税額のいずれか少ない額となります。第2項につきましては、控除のための申告は不要で、申告書又は給与支払報告書に住宅ローン額が記載されていれば受けられる規定で第3項につきましては従来の税額控除に加えて住宅ローン特別控除を受けられることとするものです。7ページの附則第8条は肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例ですが、第2項中の条文について先にご説明いたしました附則第7条の3の2の住宅ローン特別控除額を加えたことによる条文の整備です。附則第10条は読替規定ですが、関西文化学術研究都市建設促進法に基づいて整備される文化学術研究交流施設等に係る地方税の特例について、特例の期間が到達したことによる条文の削除です。附則第10条の2は、新築住宅等に対する固定資産税の減税の規定の適用を受けようとする者がすべき申告の規定ですが、第3項は高齢者向け優良賃貸住宅の建設に関する条項の整備です。第6項は高齢者等居住改修住宅等に係る規定の適用を受けるための提出書類の条項整備です。第7項は熱損失防止改修住宅等に係る規定の適用を受けるための整備です。8ページの附則第10条の3は、阪神・淡路大震災に係る固定資産税の特例の規定を受けようとする者がすべき申告等の規定ですが、この条文を削除するものです。9ページの附則第11条は土地に対して課する固定資産税の特例に関する用語の意義の規定ですが、見出しの年度を21年度から23年度までとし、3年間延長するものです。附則第11条の2は平成19年度又は平成20年度における土地の価格の特例規定ですが、現行制度の土地に係る固定資産税の負担調整措置について、3年間継続するものです。同条第2項についても同様です。附則第11条の3は、平成19年度又は平成20年度にお

る鉄軌道用地の価格の特例の規定ですが、特例の廃止に伴う削除です。10 ページから 12 ページの附則第 12 条は宅地等に対して課する固定資産税の特例の規定ですが、見出し及び条文につきまして、現行制度の宅地等に係る固定資産税の負担調整措置について 3 年間継続するものです。12 ページの附則第 13 条は、農地に対して課する固定資産税の特例の規定ですが、見出し及び条文につきまして現行制度の農地に係る固定資産税の負担調整措置について 3 年間継続するものです。附則第 15 条の 2 は特別土地保有税の課税の特例の規定ですが、第 1 項、第 2 項につきまして適用期間が 3 年間延長されたことによる条文の整備です。13 ページの附則第 16 条の 3 は、上場株式等に係る配当所得に係る町民税の課税の特例についてですが、先にご説明しました住宅ローン特別控除を加えた事による条文の整備及び配当所得を寄附金の税額控除をする際の所得判定に加える事の条文の整備です。附則第 16 条の 4 は、土地の譲渡等に係る事業所得等に係る町民税の課税の特例の規定ですが、先に説明しました住宅ローン特別控除を加えた事による条文整備及び事業所得等を寄附金の税額控除をする際の所得判定に加える事の条文の整備です。14 ページの附則第 17 条は、長期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例の規定ですが、平成 21 年 1 月 1 日から平成 22 年 12 月 31 日までに取得した土地を 5 年以上所有して譲渡した場合に 1,000 万円が控除できる条文の整備、また住宅ローン特別控除を加えた事による条文の整備及び長期譲渡所得を寄附金の税額控除の際の所得判定に加えることの条文の整備です。15 ページの附則第 17 条の 2 は、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例の規定ですが、特例期間を 5 年間延長する条文の整備及び平成 21 年 1 月 1 日から平成 22 年 12 月 31 日までの間に、土地等の先行取得をした場合の譲渡所得の課税の特例の追加による条文整備です。16 ページの附則第 18 条は短期譲渡所得に係る町民税の課税の特例ですが、先に説明した住宅ローン特別控除を加えたことによる条文の整備及び短期譲渡所得を寄附金の税額控除する際の所得判定に加えることの条文の整備です。附則第 19 条は、株式等に係る譲渡所得等に係る町民税の課税の特例の規定ですが、第 2 項は住宅ローン特別控除を加えたことによる条文の整備及び株式等に係る譲渡所得等を寄附金の税額控除をする際の所得判定に加えることの条文の整備です。17 ページの附則第 19 条の 2 は、特定管理株式が価

値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例の規定ですが、見出しの特定管理株式を特定管理株式等に改め、条文中に特定保有株式を加えることの条文の整備です。附則第20条は、特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等及び譲渡所得等の課税の特例の規定で第2項、第6項は租税特別措置法の項番号の改正によるものです。18ページの附則第20条の2は、先物取引に係る雑所得等に係る町民税の課税の特例規定ですが、第1項については譲渡所得を加えて他の所得と区分するための条文の整備、第2項について住宅ローン特別控除を加えたことによる条文の整備及び先物取引に係る雑所得等を寄附金の税額控除をする際の所得判定に加えることの条文の整備です。19ページの附則第20条の4は、条約適用利子等及び条約適用配当等に係る町民税の課税の特例の規定で、第2項は住宅ローン特別控除を加えたことによる条文の整備及び条約適用利子等を寄附金の税額控除する際の所得判定に加えることの条文の整備、第5項は住宅ローン特別控除を加えたことによる条文の整備及び条約適用配当等を寄附金の税額控除をする際の所得判定に加えることの条文の整備です。21ページをお願いします。第2条による改正、税条例の一部改正です。附則第10条の2は、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告の規定ですが、第2項は法附則第15条の7第1項又は第2項の住宅、新築された認定長期優良住宅に対する減額の適用に関する申告手続についての項目を追加するものです。23ページをお願いします。第3条による改正、税条例の一部を改正する条例、平成20年条例第18号の一部改正です。附則第1条は、税条例の本則及び附則の改廃等に伴う条項の整備です。附則第2条は、上場株式等の配当を有する場合の課税特例期間を平成23年12月31日までとし、また、課税される配当所得について100万円以下の部分の税率が、1.8%であったものを100万円の制限をなくし、また、上場株式等に係る課税譲渡所得等を有する場合の課税特例期間を平成23年12月31日までとし、また課税される課税譲渡所得等について500万円以下の部分の税率が1.8%であったものを500万円の制限をなくし、また、条約適用配当等の額に適用する税率について特例期間を平成23年12月31日までとする条文の改正及び条文の整備です。27ページをお願いします。第4条による改正、税条例の一部を改正する条例、平成20年条例第28号の一部改正です。附則第2条第3項は、認

定特定非営利活動法人に対する寄附金についての町民税の経過措置の規定ですが、寄附金税額控除の対象事業を明確にしたものです。

以上で説明を終わります。 よろしくお願いたします。

議長（新井 明君） これより質疑にはいります。 5番石井芳清君

5番（石井芳清君） 5番石井です。税条例の改正、専決処分ということでありますが、大変長い条項でありまして、大変分かりづらかったわけでありまして、端的にもしあげて、まず一点目として、町の当初予算ですね。歳入歳出面、この税条例の改正に伴うそれはあるのかなのか。

それともう一点は今ご説明いただいたであろうと思うわけでありましてけれども、基本的には減税措置されるものが大変多いのかなと、思うわけでありましてけれども、逆に増税になると申しましょか、利益になると申しましょか、そういうものがあるのかなのか、含めてもう一度、二度になる説明もあると思っておりますけれども、簡潔に説明願います。

議長（新井 明君） 岩瀬税務住民課長。

税務住民課長（岩瀬由紀夫君） 当初予算に影響の出るものと言いますと、固定資産税については、負担調整をしているものがあるのですが、それについては今までの負担調整とほとんど変わりがありません。負担調整措置に関しての影響は前年度課税評準据え置きでできていますから、ほとんど税額的には影響はありません。住民税に関しても新年度当初予算からは、特に影響の出るものはなく、将来、例えば土地の譲渡所得に関するものでも5年後ですね、5年を有してから譲渡が対象になってきますから特に新年度予算で直接影響が出るということは今回の改正ではないです。税の増額になるものというのは、特に今回の中にないんです。景気対策のための税改正がほとんどですから、減税になるものが改正内容に入っています。

議長（新井 明君） 5番石井芳清君。

5番（石井芳清君） 5番石井です。町の歳入面としては当初予算にほとんど影響がないという判断の説明だったのですが、参考までにお伺いしたいのですが、これまでの委員会等の説明の中でですね、景気低下の中で歳入面大きく減じていくような話があったわ

けですけれども、ここでちょっと確認したいのですが、それはあくまでも当初予算を作っていくという中での経過であり、要するに4月1日以降例えば国保税でありますとか固定資産税でありますとか算定されてですね、予算に対する確定ですよ。本年度幾らになったのが大体わかったのではないかなと、それは予算の見込み額と比べてどうだったのか、現時点でわかる状況、また、見通しについて関連でありますけれども伺いたいと思います。

議長（新井 明君） 岩瀬税務住民課長。

税務住民課長（岩瀬由紀夫君） 固定資産税と軽自動車税につきましては既に発送してありますので、固定資産については当初予算よりは幾らか額が少し上回っています。軽自動車税はほとんど同じですけれども住民税も計算が outcome して、当初予算とほぼ同じですね。国保税については、所得割が多少落ちておりますけれども税率の変更とかですね。そういったことに変更が出ることはありません。

議長（新井 明君） 5番石井芳清君。

5番（石井芳清君） そうしますと、当初予算に対しますと現時点では主だった簡単に言うと歳入欠損が生じるという事態は基本的にはないという認識だと理解してよろしいわけですね。

税務住民課長（岩瀬由紀夫君） はい。

議長（新井 明君） 他にございませんか。

（質疑なしの声あり）

議長（新井 明君） 質疑なしと認めます。

これより議案第1号の採決を行います。

この採決は挙手によって行います。議案第1号に賛成の方挙手願います。

（全員の挙手）

議長（新井 明君） 全員の挙手です。

よって議案第1号は原案のとおり承認することに決しました。

議案第2号の上程、説明、質疑、採決

議長（新井 明君） 日程第4 議案第2号専決処分の承認を求めることについてを議

題といたします。木原企画財政課長より議案の説明を求めます。木原企画財政課長。

企画財政課長（木原政吉君） 議案第2号専決処分の承認を求める事について平成21年度御宿町一般会計補正予算第1号について説明いたします。

一般会計補正予算第1号につきましては、新型インフルエンザの発生に伴い世界的に感染が拡大し、今後日本国内においても感染の拡大が予想される事から町民の皆様の安全・安心の生活の確保を第一に考え、緊急に感染拡大防止用のマスク、使い捨て手袋など備蓄用品を購入し、また、交流国でありますメキシコ合衆国においても被害が深刻化していることを鑑み、支援物資として現地で必要性の高いマスクを早急に送るため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものであります。補正額は歳入歳出それぞれ79万2,000円を追加し、補正後の予算総額を26億6,479万2,000円としてあります。補正財源としましては、財政調整積立基金に関する条例第6条の規定による応急災害費であること、また出納整理期間中であり純繰越金が確定しない事から財政調整基金を充て収支の均衡を計りました。それでは予算書の事項別明細に沿って説明させていただきます。4ページをお開きください。歳入予算ですが先にも説明いたしました、全額財政調整基金繰入金で収支の均衡を図りました。歳入予算額79万2,000円でございます。次に歳出予算ですが、総務費及び衛生費の補正でございます。2款総務費1項総務管理費4目企画費33万4,000円につきましては支援物資用マスクの購入費用で、内訳と致しましてアカプルコ市へ女性・子供用としてマスク5,000枚、メキシコ政府へ大人・女性・子供用あわせて10,000枚分を計上いたしました。また、マスクの郵送に係る海外郵便代をそれぞれ計上いたしました。次に4款衛生費1項保健衛生費2目予防費44万8,000円につきましては今後感染が拡大した時の備蓄用品として、マスク約1万8,000枚、使い捨て手袋200枚分の購入費、感染防止用薬剤として消毒用エタノールの購入に係る費用をそれぞれ計上いたしました。以上、歳出予算額79万2,000円を追加し、補正後の歳入歳出総額26億6,479万2,000円とするものであります。なお、アカプルコ市には5月8日、メキシコ政府には5月14日、それぞれ送付を完了しております。以上であります。よろしく願いいたします。

議長（新井 明君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。5番石井芳清君。

5番（石井芳清君） 5番石井です。迅速な処置をしていただいたという事で理解をしておりますが、幾つか確認をさせていただいておりますが、一点はこうしたものの購入ですね。購入については今回の事業を特段、やはり地域経済というなかで地元からの購入という事で、他の議員からも提案されているわけでありましてけれども、今回の事業について具体的にどうであったか。という事とですね、もう一点はいわゆる衛生、予防費のかんけいがありますけれども、今回メキシコを発端といたしますブタインフルエンザという事でありまして、もともとは東南アジアを発端としております鳥インフルエンザ、こちらのほうが急いだと聞いております。当然、国のほうは行動計画を作るということで今回も一部摘要ということでやってこられたのかなと理解しているわけでありましてけれども、それでは国にもともとある強力なインフルエンザの対策ですね。それらに対する防御処置、行動計画並びに薬剤、マスクそういったものは、専決処分された数で間に合っているのか。符合するのかどうか。その辺が当初国で示された行動計画というものが今、御宿町ではどうなっているのか、それから、それらに対する民間企業、学校等への指導等も直接御宿町が行っているということは理解していませんが、そういうこともあるかと思うのですがそういうものも含めて、どうなっているのか。

それと、今回の専決での1万8,000枚と200組ですか、マスクと手袋。というのがその計画とどうなっているのか、足りないときは本予算といいますか。補正のなかで計画あればそれに、計画無ければ作っていくとか、その辺がどうなっているのかわかりませんのでその説明もいただきたいと思います。

議長（新井 明君） 木原企画財政課長。

企画財政課長（木原政吉君） 一点目の購入については町内の業者から購入しております。

議長（新井 明君） 瀧口保健福祉課長。

保健福祉課長（瀧口和廣君） 今回のブタについては弱毒性という事で東南アジアの鳥については、かなり強力だという事でありまして。マスク等については、今回発生する前までは数が少なく、手袋100枚のマスクが50枚と去年から備蓄していた次第でございます。

が、鳥インフルエンザの強力性につきましては今回のブタインフルエンザは報道にもありましたが、的
確な情報をつかんで、住民に不安を抱かせないような行政の対応が求められるという大きな事
でありましたので、今回のことを教訓に十分な対策をとっていきたいと思います。

議長（新井 明君） 5番石井芳清君。

5番（石井芳清君） ちょっとよくわからないのですけれども。まず行動計画を作る必要が有
るのか無いのかという事と十分な対応をという事ではなくて、なぜ備蓄をしたのかという根拠
があるわけでしょ。今までだったたら先ほど言われたように手袋 100、マスク 50 というもの
も一定の根拠があって備蓄をしたわけですよ。今言ったやつで足りるのか足りないのか含め
てそれをどうするのか、計画は作るのか作らないのかという事です。

町民への啓蒙も含めてどうしていくのかという事について説明ください。

議長（新井 明君） 瀧口保健福祉課長。

保健福祉課長（瀧口和廣君） 対策本部につきましては、設置する考えであります。行動計
画も対策本部のなかで作成する考えであります。強毒性の鳥インフルエンザにつきましては、
市町村の段階では、なかなかまだ想定できないのですが、住民への啓蒙活動ですね。これに
ついては先ほども申し上げましたように、的確な情報をつかんで住民の不安を抱かせないこ
とが大事ではないかと思ます。

議長（新井 明君） ほかにございませんか。

（質疑なしの声あり）

議長（新井 明君） 質疑なしと認めます。これより議案第2号の採決を行います。

この採決は挙手によって行われます。議案第2号に賛成の方は挙手願います。

（全員の挙手）

議長（新井 明君） 全員の挙手です。

よって議案第2号は原案のとおり承認することと決しました。

議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（新井 明君） 日程第5 議案第3号 一般職の職員の給与等に関する条例の一

部を改正する条例の制定についてを議題にいたします。

氏原総務課長より提案の説明を求めます。氏原総務課長。

総務課長（氏原憲二君） 議案第3号 一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、ご説明いたします。

初めに5月1日に国家公務員の特別給、期末勤勉手当に関する人事院勧告が出され、その概要は平成21年6月の特別給0.2ヶ月分を凍結するものであります。これは景気の急速な悪化に伴い、本年の民間企業の夏期特別給が大幅に減少することがうかがわれたため、民間と公務員の特別給に大きな差があることは適当でないという判断からなっております。

また、今日の経済不況につきましては、すぐに回復する状況は見込めず12月にも減額調整が見込まれ12月の特別給で1年分を精算すると大幅な減額となる可能性があることから、暫定的に6月の特別給の一部0.2ヶ月分を凍結する措置が勧告されたものであります。

これを受けまして、千葉県人事委員会も5月15日に勧告を出し、県内市町村も同様に完全実施をすることが求められております。

それでは、新旧対照表をご覧いただきたいと思いますが、付則の4につきまして平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する第19条第2項及び第3項並びに第20条第2項の規定の適用につきましては、第19条第2項中「100分の140」とあるのは「100分の125」と、同条第3項中「100分の140」とあるのは「100分の75」とあるのは「100分の125」とあるのは「100分の70」と、第20号第2項第1号中「100分の75」とあるのは「100分の70」と、同項第2号中「100分の35」とあるのは「100分の30」とするものでございます。期末手当を100分の15、勤勉手当を100分の5それぞれ引き下げる内容となっております。付則としてこの条例は、平成21年5月28日から施行するものでございます。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（新井 明君） これより、議案第3号の質疑に入ります。質疑ありませんか。

12番瀧口義雄君。

12番（瀧口義雄君） 12番瀧口です。社会状況の大変な悪化という事で、民間企業が下がると言う事は今年の初めからそういう形で100年に1度という話も聞いております。

まあ、御宿町は3月30日にこの予算を通したと、まだ2ヶ月と、それで基準が5月1日の在籍で6月1日からと目の前に迫っている案件であります。そういう中で公務員はサイドビジネス、バイトが出来ないという現状も承知しております。ただ民間の企業は人事院が言うように大変落ちていると、実数として民間のボーナスがどのくらいになるのか、6月ですね。それと2、3質問するのは御宿町の人件費の状況と職員の変動、それをお聞きしたいと思います。決算の出ている18年、19年、20年の職員数の変動と今提案されている6月手当て期末手当、勤勉手当の総数ですね、総額幾らか、その変動ですね。それが財源にどう影響していくのかという中で自主財源の変動ですね3年間の、それと近隣の旧夷隅郡市の平均支給額、御宿の支給額、9月1日の御宿町人事行政の運営等によりますと41歳を基準にしておりますから、41歳の基準が夷隅郡と勝浦といすみ市、大多喜の平均ですね。それと出来たら給与ベース、国がどのくらいか、県がどのくらいか、御宿町がどのくらいなのか、それと平均給与額ともう一点は600何万と総額で、それは可決された場合の予算上の措置はどうするのか、まとめて聞きましたけど一つずつ答えていただければと思います。

議長（新井 明君） 氏原総務課長。

総務課長（氏原憲二君） 人事院の言うところの社会情勢、6月のボーナスが民間レベルでどうなっているのかということについて、お答え申し上げます。

人事院勧告は例年5月から行う職種別民間企業実態調査において前年の8月からその年の7月までの1年間で民間事業所で支払われた特別給、期末勤勉手当の実績を把握し、これを国家公務員の特別給の年間支給額と合わせることでしてしています。本年におきましても例年通り過去1年間の民間企業等と比較し必要であれば改定を勧告することとなるわけですが。本年につきましては昨年来の世界的経済危機に端を発しました景気の急速な悪化に伴い、製造業では前年度から大幅な減少となっているのに対し、それ以外の一部産業ではほぼ前年並みになるなど業種による相違はございます。全体としてみても過去20年以上に渡って見られないほどの大幅な前年比マイナスとなる事がうかがわれております。このような急速かつ大幅な一時金の減少は異例の事態と捉え人事院は民間企業の春季賃金改定期における夏期一時金の決定状況を6月期の特別給の支給基準日前に把握する必要があると考え例年の5

月からの調査とは別に特別調査を実施したところであります。それによりますと調査時点において全体の約 8 割が従業員の夏期一時金が未定であると、決定できないという状況にあるという事であり、決定済み企業の対前年増減率は 14.9%の減となっております。給与規模別に見ても全ての段階で 10%以上のマイナスとなっております。

産業別では、製造業 22%の減、卸売業では 13.3%の減、製造業を除く産業全体では 6%の減少となっております。今回の特別調査の結果を見ますと、民間企業の夏期一時金は、決定済み企業で昨年に比べ 14.9%の減と大きく減少することがうかがわれる事から民間と公務員における特別給に大きな差があることが適当でなく、可能な限り民間の状況を公務員に反映する事が望ましい事、また、12 月期の特別給で 1 年分を精算しようとする大きな減額となる可能性がある事を鑑みて、今回の人事院の勧告となったわけであり、

次に職員の変動についてのご質問であります、平成 18 年度は一般職 105 人、特別職 3 人、合計 108 人であり、平成 19 年度が一般職 106 人、特別職 2 人、合計 108 人。総数では同数となっております。平成 20 年度の一般職 98 人、特別職 2 人、合計 100 人となっております。

次に給料の合計という事でございますが、給料の合計につきましては平成 18 年度一般職、特別職合わせまして 3 億 9,476 万 1,000 円、平成 19 年度が 3 億 9,272 万 8,000 円、平成 20 年度が 3 億 7,847 万 3,000 円となっております。なお、平成 21 年度の一般会計予算で申し上げますと 1,591 万 6,000 円の減という事でこれは職員数の減に伴うものでございます。期末勤勉手当の額を申し上げますと、平成 18 年度 7,905 万 7,000 円、平成 19 年度 7,880 万 2,000 円、平成 20 年度 7,472 万 2,000 円、これも年々数百万円づつ落ちていますが、職員数の減が主たる要因でございます。

次に 6 月の期末手当、勤勉手当の影響額ということでございますけれども、一般職で、期末手当で 471 万 6,000 円、勤勉手当で 152 万 8,000 円合計で 624 万 4,000 千円。特別職につきましては、期末手当で 13 万 1,000 円でございます。

近隣の市町村の支給状況はどうかという事については、把握してございません。把握するのが困難な資料でございますのでご容赦いただきたいと思います。給与の実態等につきま

してはラスパイラル指数というものが示されてございます。これは平成 20 年 4 月現在の状況を申し上げます。このラスパイラル指数と申しますのは、国家公務員の給与を 100 とした場合にどういう数値になるのかという事であります。御宿町の場合は平成 20 年 4 月現在で 89.5 と約 10 ポイント程低数値であると言う事になります。県内では睦沢町が 89.1 と一番低い数値となっております。これはあくまでも給与で手当ては入っておりません。

御宿町の自主財源という事でありますが、自主財源の考え方としましては、地方税・使用料手数料・財産収入・寄附金・繰入金・雑収入という項目になるかと思えますけれど、平成 18 年度は 11 億 3,536 万 5,000 円です。地方税で申し上げますと 9 億 5,693 万 4,000 円。平成 19 年が 10 億 696 万 1,000 円が地方税で自主財源のトータルが 11 億 4,908 万 9,000 円という事でございます。平成 20 年度はまだ決算がでておりませんので、参考までに 21 年度当初予算を申し上げますと、地方税が 1 億 5,406 万円と対前年 500 万円くらい落ちこんでいると、自主財源としましては 10 億 8,541 万 6,000 千円という事ですね、平成 17 年当時と比べますと 2 億 7,671 万 4,000 円自主財源が減ってきているという状況にあります。率にしますと 20.3% 落ち込んできているという事でございます。

影響額についてどうするのかという事でございますけれども、影響額につきましては今回ですね。郡内の市、町同様でありますが一但留保させていただきまして今後の 6 月、9 月等で財源手当てをさせていただきたいと考えています。これにつきましては、総務常任委員会からご指摘ございましたように、できれば時間外手当等に財源手当てをさせていただければと考えております。よろしくお願い申し上げます。

時間延長の件

議長（新井 明君） お諮りいたします。まもなく 5 時になりますので本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめこれを延長したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（新井 明君） 異議なしと認めます。

本日の会議時間は延長することに決しました。

議長（新井 明君） 12番瀧口義雄君。

12番（瀧口義雄君） 先ほど人事院の勧告を読み上げていただきましたけど、基本になるベースが発表されてなくて、落ちる措置だけだと、もらう金額が100万もらうのか、10万もらうのか、大変違いますから、数値が出ていない。御宿町も等級の表が出ておりますけれども、ネットで見ることができます。それと平均給与も1月の人事行政の運営等で示されておりますけれども御宿町の個人の給料が近隣と比べてどうなのか、幾らあったら普通の生活ができるのか、結婚して、子供が一人いて、30歳でどのくらいあったらこの給料で食べていけるのかという基準がないとなかなか難しいんじゃないかなと思うんですよ。

国の方では幾らと、先ほど千葉日報を見ますと行政職で県の場合は688万だと40歳程度ではないかと思っておりますけれど、では御宿町では41歳だとどのくらいだと、そういう中で期末手当、勤勉手当が生活の糧になってくる中で、その辺の数値が、下げろというものに対して、大体等級によって幾らもらっているのかというものが示されていない、今年入った新人職員がいるのも承知しております。それと長い間お勤めの皆さんの給料との格差があるのは承知しておりますけど、じゃあどのくらい等級によって影響があるのかと、たいした事はない1,000円か2,000円かと、あるいは何万かという事によって影響がだいぶ違うと思うんですよ。足りない分はどこかでバイトすればいいやと言うような事が出来ない世界と、それと去年から今年にかけて大変職務が増えていると、夜通っても明々と電気がついていますが、残業をやっているという中で、本来は普通に支払われて当たり前前の残業手当が払われていないと、そういう中で給料もカットすると、大変厳しい状況ではないかなと、数値が示されていないで、社会状況が悪いのは皆さん承知しております。

一つ、木原課長に聞きたいのですけれど、あなた1月の答弁で1,000万円程度の増収が見込まれると半島振興法の特例の適用終了の到来に伴いまして増収が見込まれ、1,000万円程度21年度に対して伸びが見込まれる、自主財源の町税の見込みとしては、9億5,400万円見込んでおります。それ以降については、年間固定資産税において家屋の新築の増加や等々、1,000万円見込まれるとあるんですよ。3月の時点で言っているんですよ。ところが、課長の説明では大幅にダウンしていると財政当局と言っていることが見通しが違う、でシミュレ

ーション、これはシミュレーションかもしれないけど、増えていきます。それでは下げるベースにならない。これは定例議会のあなたの答弁です。そういう中でこれは社会状況だから下げると、それと去年訴求しなかったと、その幅 300 万くらい、今回 600 万くらい、それについてどういう考えをもっているのかと、もう一点は、どのくらいあったら御宿町の職員が生活できる給与ベースなのか、その辺をお答えいただければ、それは、先ほど申しましたとおり新入と何十年勤めた人の幅はあるけれども平均で、30 歳で等級もありましようけど、何歳くらいだったら子育ての状況を踏まえながらいくらの給料ベースが御宿で妥当なんだという考えを示していただければと、それだけです。

議長（新井 明君） 氏原総務課長。

総務課長（氏原憲二君） 先ほどの自主財源につきましては、ご説明申し上げましたように 19 年度までは決算、21 年度については予算でございますので、当然それには 1 月の答弁とは変わらないという事でご了解いただきたいと思えます。それとですね、平均の 41 歳程度の給与という話ですが、これにつきましてはですね、手当てで申し上げますと 4 級が御宿町には 8 人おります。6 月期末手当の額につきましては、71 万 1,000 円という状況でございます。おおむね 40 歳前後ではないかなというように思われます。

また、今回はあくまでも手当てでございます、手当てにつきましては国家公務員とまったく同じ、準じた率になってございます。この手当てを独自にして国家公務員を上回る率となりますと特別交付税が減額されるというような財政上大きなマイナスになりますので、その辺は十分な認識、ご了解をいただければと思うわけであります。

議長（新井 明君） 他に質疑ありませんか。12 番瀧口義雄君。

12 番（瀧口義雄君） どのくらい平均で御宿町がやったら生活できるんだと。

総務課長（氏原憲二君） それにつきましては、地方公務員の給与の算定あたりましてはですね、民間の給与ベースにあわせる、国家公務員の給与ベースにあわせるということでこれまで準じてやってきていますので、個々のですね、40 代の例えば 30 代の方々が幾らあれば生活できるのかというのは、お答えはできません。給与のベースとなるのはあくまでも民間ベース、国家公務員の給与がベースとなっているという事でご理解をいただきたいと

思います。

議長（新井 明君） 他にございませんか。石田町長。

町長（石田義廣） 少し説明させていただきますが、さきほども説明ございましたが、この人事院勧告というのは、先ほどもございましたように地方公務員法に則ってですね。決められる、進められるものでございます。そういう中で御宿町の現状につきまして、説明ございましたが、ラスパイレス指数も他とくらべて低い、また、職員数も減じている中で私自身としては、本当にそういう中で職員の皆さんが一生懸命やっただいていてと考えております。しかしながら、全体財政にあたる影響が非常に大きいんじゃないかな、という事でご提案させていただきました。瀧口議員さんのご意見よくわかります。ご理解させていただきますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（新井 明君） 他にございませんか。6番伊藤博明君

6番（伊藤博明君） 非常に町長の答弁の中でも、人事院勧告、非常に胸の痛い気持ちでいっぱいですよ。私は私の考えを申し上げたいと思ひます。御宿町の職員数少ない中で、夜遅くまで皆頑張ってやっています。たしかに前壇者がおっしゃったとおり3月の予算とおして、2ヶ月余りで人事院の勧告が出たというのもわかりますけれども、非常に2ヶ月の間で職員は戸惑うと思ひますよ。急に下げるとなるとね。平成10年以降からずっと下がってきていますよね。民間と比べれば大差あるかもしれません。だけど若い連中が、夜、先日私がちょっとよったら11時30分に電気がついていて4、5人が仕事してましたよ。

私こういふことを4、5年の間見えています。少ない残業手当の中でやってきて今、若い連中頑張ってますよ。皆さん管理職の方々も頑張っていますけどもね。そういう中で、急に2ヶ月の間にやるっていうのが、皆さん予定がつけられるかどうか。生活の中で、それが心配な面がありますよ。先ほどの総務課長の答弁の中で600万か700万くらいの中で残業手当を充てていきたいと言うものもありましたけれども、それだけのものが全部そこに投入されるのかどうか心配な面もありますよね。生活給のなかの賞与ですから、急に行なうのはいかがかなと、12月に持ち越せば大きな下げ幅になるということも言ってますけども、私はこれをやるという事に対しては、私個人の考えとしてはちょっときついんじゃないかなと、私は

思っています。答弁はいりません。私の考えを申したまでです。

議長（新井 明君） 氏原総務課長

総務課長（氏原憲二君） 今、職員からしてみれば、仕事も評価していただいているというご質問でありがたく思っておりますけども、ただ、そうは言いましてもですね、人件費については町税が主な財源となっており、併せて特別交付税は平成 19 年度で申し上げますと約 8,000 万円ぐらい入っております。これは、3 月に算定されるのですが、この中で人件費の状況という項目があります。ここにですね、人事院勧告はどうだったのかとか、ラスパイレスが今どうなっているのかとか、職員数はどうなっているのかというものが算定基準となっています。これらにより算定されますので、今回の 600 万円については、当然ここに上がってくる話になるわけです。という事で、交付税がマイナス算定になるという事になりますので、本当に大変厳しいのですけれども、この案件につきましてはご理解をいただければと思います。また、住民にとっても納得いただける結果になるのではと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

議長（新井 明君） 他に質疑ありませんか。5 番石井芳清君

5 番（石井芳清君） 5 番石井です。御宿町の今の職員についての実態について、詳しく質疑をされたところであります、私も色々な意見を持っているものであります。それで、一点確認をしたいと思うのであるわけですが、国はこれまで例えば経済対策、雇用対策という事で予算において大きく 2 度にわたり 20 兆円規模、また、事業規模にしますと約 80 兆円規模という大きないわゆる緊急経済対策という事でやっております。今日、協議会でも議題が話題になったわけでありまして、何故こういう事態になっているかと申しますと、結果として 12 月の GDP ですね、日本が一番悪かったですね、1、3 月も日本は特別悪かったわけでありまして。国の方も外需から内需へという形でですね、政策転換をしようという形ではあるんですけども、私から言わせていただくと、今やっている内需拡大に対し冷や水を浴びせる内容になるのではないかという事で確認をしたいと思うのでありますけども。

まず、いわゆるワーキングプアといわれる中で年間所得 200 万円以下という方がですね、1,300 万人を超えているという実態があると聞いております。こういう人たちにどうするか、

それはやはり給料が下がりすぎているわけですよ、税金さえも払えない、生活さえもできない、これを解決することが政治の役目。地方自治体の役目ではないでしょうか。ご説明いただきました人勧、私の方も国の方も県も見ました。国会議員が21日の衆議院総務委員会でこの事を話しております。今、説明ありましたけれども、通常は7月までをもって、人勧としての評価を下す、で、臨時なんですね、これについて、総務大臣はどう答えたかと言いますと、サンプル数が少なくしかもボーナスを決定した企業は1割しかたない、ずさんではないかと。この時人事院の総裁は、全体でというところではない、8割というお話されましたね、県の人勧も8割は未定だと、まだ、いわゆる春闘中のところもあるわけですよ。

最近、民間よりも公務員の方のボーナスの支給が約1ヶ月程度早いというのが一般的ですよ。これがでたら、さらに民間ベースの支給が下がるじゃないですか。そうしたら、この1,300万人からもっと増えるという事態が想定されるわけですよ。これ、私はあべこべの事をやっていると思うのですよね。例えば千葉県の最低賃金、これがどこが低いかというと、旧大原町の魚をさばく人たちですか、私が小さいときからこの人たちが千葉県の最低賃金の基準になっているという報道に何回か接した事があります。これは今でも変わらない状況ではないかと思うのですよね。こういう状況があるわけでありますから、これが、具体的にですね、こういくものを町として決めた場合にどういう事が発生するのか、職員だけじゃないと思うのですよね。それについて、町としてどう考えているのかお聞かせ願いたいと思います。

議長（新井 明君） 氏原総務課長。

総務課長（氏原憲二君） この人勧の影響という事でよろしいでしょうか。職員の話では、0.2%分の減収という話になるのでありますけれども、消費の面で言えばその分消費拡大には繋がらないと言う事は、単純に申し上げれば言えるかもしれません。

議長（新井 明君） 他に質疑ありませんか。

（質疑なしの声あり）

議長（新井 明君） 質疑ないようですので、質疑を打ち切り討論に入りたいと思います。 本案に対し反対する反対意見の発言を許可いたします。5番石井芳清君。

5番（石井芳清君） 5番石井です。私は本条例案に対して反対の立場から発言をいたします。先ほど質疑もあったわけでありますが、国は経済対策に対しまして緊急対策として予算で20兆円、また、事業規模で80兆円、これには先般協議会でも説明ございましたが、定額給付金、こういったものもその中に含まれているわけでありまして。こうしたものが、どういったものもその中に含まれているわけでありまして。こうしたものが、どういった影響を及ぼすかという事が大変大事ではないかと思うわけでありまして。

私は、今、課長の答弁があったとおりにこの公務員給与引下げが、直接の経済行為そのものにも大きなマイナス、影響を与えようと思うわけでありまして。先ほども話いたしましたが、県人事委員会の報告を見ましても調査時点で80%の事業所がいわゆる夏期ボーナスを決めかねている状況のなかで伝える勧告は給与の連鎖的引下げを生じかねない。現に衆議院総務委員会で大臣は、多くの方になんらかの影響を与えるという発言をされております。特に本町のように民間企業水準が低いところでは、影響は大きく、これは政府の言う内需拡大とは相容れないものであるといわざるを得ません。

また、この人事院勧告に対しまして、全国で11の県が見送りを行なうという報道もあります。また、数が多くありませんが、議会で否決となった自治体があるという報道もされております。私がインターネットで検索してみますと、和歌山県黒山町議会が否決という報道がございます。また、岡山県赤磐市議会、これも否決ということでありまして。また、これは熊本県水上村という所でございますけれども、同案件について影響が大きいという事で否決という報道がされております。

私は、人勧とは尊重すべきもたという基本理念に変わりはありません。

しかし、今回の事案はあまりにも唐突であるといわざるを得ません。特に、他の議員からも指摘もございましたが、若い職員は逆に民間との格差が大きく、これから所帯を持つ、子育て真っ最中、これから進学など、期末手当は既に生活設計に折り込み済みのものであり、その期待権を奪うことは職員の労働意欲を大幅に減じるものといわざるを得ません。御宿町は県内トップの高齢者が住む町であり、少子高齢化の中ですますセーフティネットとしての自治体の役割。とりわけ、マンパワーが必要となっております。住民の願いに応えるため自治法の本則に基づき、安心安全で生き生き暮らせる町づくりに向けて、職員の皆さんの

一層の研鑽を期待して反対討論といたします。

議長（新井 明君） 次に本案に対する賛成意見の発言を許可いたします。

（意見なしの声あり）

議長（新井 明君） 他に本案に対する反対の意見ありませんか。

（意見なしの声あり）

議長（新井 明君） 以上で討論を終結いたします。これより、採決を行ないます。

この採決は挙手によって行ないます。お諮りいたします。議案第3号に賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

議長（新井 明君） 挙手多数です。

よって本案は原案のとおり可決することに決しました。

議案第4号の上程、説明、質疑、採決

議長（新井 明君） 日程第6 議案第4号特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。氏原総務課長より議案の説明を行ないます。氏原総務課長。

総務課長（氏原憲二君） 議案第4号特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、ご説明を申し上げます。

本案は議案第3号と同様に人事院勧告に基づくもので改正を行うものであります。

それでは、新旧対照表をご覧いただきたいと思いますが、附則の4につきまして、平成21年6月に支給する期末手当に関する第3条第2項の規定の適用については、「100分の210」とあるのは「100分の190」とするものであります。附則としてこの条例は、平成21年5月28日から施行するものであります。

以上のとおりです。よろしくお願ひ申し上げます。

議長（新井 明君） これより質疑に入ります。5番石井芳清君

5番（石井芳清君） 特別職の職員の給与に関する条例の改正という事ではありますが、本人目の前にして大変恐縮ですが、この改定の基となる本給ですね、これは2月臨時会で確

か50%と提案されて可決されておりますね、と申しますのも二つお願いしたいのですが、一点は100%にするといくつなのかと、これはその、具体的な率だとどちらにかけられるのか、要するに50%減じた額にこの率になるのかというその辺の実務の関係です。

議長（新井 明君） 石田町長。

町長（石田義廣君） どちらかと言う事でございますが、50%減額した額にかけられません。

議長（新井 明君） 5番石井芳清君。

5番（石井芳清君） これは、歳費でございますので歳費のなかについては先般の臨時会でも論じたところでございますが、私、当時50%カットしてこれが職員に影響がないのかという質問をいたしました。先ほどの議案は人事院勧告からでありましたけれども、そうした事態があったわけですけれども、これに対して自ら提案をするわけでありまして、それについてどういう所見をお持ちなのか、お伺いしたいと思います。

議長（新井 明君） 石田町長。

町長（石田義廣君） 先ほども申し上げましたが、やはり人事院勧告というのは地方公務員法の第24条3項の規定に基づきまして、社会、企業状況を勘案した中での勧告でございまして、そういうなかでご提案させていただきました。

先ほど一般職について賛成いただいたのですが、特別職、私も含めましてよろしくお願ひしたいと思います。

議長（新井 明君） 議員及び執行部に申し上げます。指名をしてから質問や答弁をお願いしたいと思います。他に質疑ありませんか。

（質疑なしの声あり）

議長（新井 明君） 質疑なしと認めます。これより議案第4号の採決を行ないます。この採決は挙手によって行ないます。お諮りいたします。議案第4号に賛成の方挙手願ひます。

（挙手多数）

議長（新井 明君） 挙手多数です。

よって議案第4号は原案のとおり可決する事に決しました。

発議第1号の上程、説明、採決

議長（新井 明君） 日程第7 発議第1号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提出者中村俊六郎君、登壇の上、説明をお願いいたします。

8番（中村俊六郎君） 8番中村です。 発議第1号 平成21年5月28日、御宿町議会議長新井 明様、提出者 御宿町議会議員中村俊六郎、賛成者御宿町議会議員川城達也、同じく石井芳清、同じく松崎啓二。

議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、別紙のとおり地方自治法第112条及び御宿町議会会議規則第14条の規定により提出します。

提案理由、平成21年6月に支給する期末手当については、景気の急速な悪化に伴い民間企業の夏季一時金が大幅に減少すると見込まれる人事院の特別調査を考慮し、「100分の150」とあるのを「100分の135」に減ずる特別措置を講ずる事とするものです。

以上です。よろしく申し上げます。

議長（新井 明君） これより発議第1号を採決する事に異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（新井 明君） 異議なしと認めます。 これより発議第1号を直ちに採決いたします。 発議第1号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（新井 明君） 全員の挙手です。

よって、発議第1号は原案のとおり可決する事に決しました。

閉会の宣言

議長（新井 明君） 以上で今臨時会の日程は全て終了いたしました。

ここで、石田町長よりあいさつがあります。石田町長。

町長（石田義廣君） 本日は4議案にわたりまして、慎重審議可決いただきまして、誠にありがとうございました。今日の結果をもとにいたしまして、一生懸命公務に励みたいと

思いますので、今後ともよろしくご指導のほどお願い申し上げます。

また、議員の皆様方におかれましては、今後ともご健康にご留意されまして、ご活躍されますようご祈念申し上げまして、御礼のごあいさつとさせていただきたいと思います。

ありがとうございました。

議長（新井 明君） 議員各位には慎重審議いただきありがとうございました。

以上で平成 21 年御宿町議会第 3 回臨時会を閉会いたします。ご苦勞様でした。

閉会時刻 午後 5 時 2 0 分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成21年 7月 9日

議 長 新 井 明

署名議員 大 地 達 夫

署名議員 瀧 口 義 雄